

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）

（人事課）

一 趣旨

令和元年十月二十三日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するための改正

二 内容

変則勤務手当及び警察業務手当（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に支給するもの）の額の改定

三 施行期日

令和二年四月一日